

別表一の二(三)次葉

「42」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二(三)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

		連 結 事 業 年 度 等	法人名		
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳					
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	9		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「8」と(32)のうち少ない金額)	33
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	35
法 人 税 額 の 計 算					
	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42)の16%相当額	45
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (42)	43	000	(43)の20%相当額	46
	連結所得金額 (42) + (43)	44	000	法人税額 (45) + (46)	47
地 方 法 人 税 額 の 計 算					
課税標準	<p>「42」欄</p> <p>特定の医療法人が中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の8第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10371」</p> <p>③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)</p>				
法人の申告額の還付	<p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p>				
課税土地譲渡利益金額	課税土地譲渡利益金額	51		確定地方法人税額	58
	法人税額	52		中間還付額	59
この申告により納付す又は減少する還(14)-(52)若しくは又は(53)	<p>「44」欄</p> <p>特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の100第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「10382」</p> <p>③ 「適用額」欄：「44」欄の金額(円単位)</p>				
この申告前の	<p>(注) <u>別表一の二(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p>				
計算	連結欠損金の				
	翌期へ繰り越す連結欠損金	56			